

地域	イラク共和国
日付	2022年7月8日
法律事務所	Iraq Law Alliance, PLLC
役職名、氏名	Thomas W. Donovan (代表パートナー) Marwan Azzawi (現地弁護士)
連絡先	Thomas.donovan@iqilaw.com

質問事項

I. 個人情報保護に関する法律

- i. あなたの国には、現在または近い将来の予定として民間分野における個人情報保護に関する一般法はありますか。

特にこの点についての現行の法律はありません。

- ii. あなたの国には、現在または近い将来の予定として公的分野における個人情報保護に関する一般法はありますか。

特にこの点についての現行の法律はありません。

- iii. あなたの国には、現在または近い将来の予定として個別の(特定の)分野に適用のある個人情報保護に関する法律はありますか。(ある場合は概要をご教示ください。)

- イラク共和国(イラク)は、法典に基づく法体系を有する社会主義国です。イラク刑法(1969年法律第111号)は、以下のように、この点について最も具体的な法制度を備えています。

手紙、テレックス、又は電話の会話に含まれる情報を知り、その情報を意図された者以外の者に開示し、その開示により他人に損害を与えた者は、1年以下の懲役又は罰金に処する(第438条(2))。

これらの法規制は、現行のデータ・プライバシーを対象とすることを明確に意図したものでないと言ってよいですが、情報の利用や開示に異議を唱えるために、これらの規定が用いられる可能性があります。個人からの書面による同意は、通常、当該情報の処理を正当化するための根拠として認められるでしょう。

- 2016年文書保存法第37号に、公的機関のみを対象としたデータ保存に関する規定があります。イラクの法律では、使用者は各従業員個人の個人ファイルを雇用関係の終了から2年

間保管する必要があります。当該ファイルには、雇用契約書、従業員に関するすべての文書、雇用中の出来事に関する記録（従業員 15 人以上の事業者の場合、給与、賞与、懲罰、年次業績報告書など）、税務当局が特定のシステムの使用を承認しなければならない場合における税務コンプライアンスの記録、投資認可の遵守義務として免税で輸入した資材の記録の保存が含まれます。

I の(i)(ii)(iii)について全て「該当なし」の場合は IV に進みます。

II. 個人情報保護に関する規制の基本情報

i. I で言及いただいた個人情報保護に関する法律について以下の空欄を埋めて下さい。

名称: *イラク刑法(1969 年法律第 111 号)*

① 「個人情報」の定義	<i>特定の個人としてのみ定義可能な、私的で、特定の、個人的かつ特別な情報。</i>
② 法の適用範囲	<i>家族又は家庭内の資料、文書及び情報。オンライン又は外部の電子データ形式の情報は特に除外され、個人情報とはみなされない。</i>
③ 地理的範囲	<i>イラク国内のみ適用。</i>
④ URL	<i>該当なし</i>
⑤ 施行日	<i>1970 年 1 月 1 日</i>

名称: *2016 年文書保存法第 37 号*

① 「個人情報」の定義	<i>「個人情報」の明確で包括的な定義はありません。</i>
② 法の適用範囲	<i>イラク国内の公的機関(政府)の職員及び国营企業のみ</i>
③ 地理的範囲	<i>イラク共和国</i>
④ URL	<i>該当なし</i>
⑤ 施行日	<i>2016 年 12 月 20 日</i>

ii. 上記の法について特に言及すべき事項がございましたらその概要をご教示下さい。

III. OECD プライバシー原則

i. OECD プライバシーガイドラインの各原則を具体化した法の条文があればご教示下さい。

<https://www.oecd.org/sti/ieconomy/oecdguidelinesonthe protectionofprivacyandtransborderflowsofpersonaldata.htm>

(a) 収集制限の原則

この原則は、個人データの収集には制限を設け、いかなる個人データも、適法かつ公正な手段によって、及び必要に応じてデータ主体に通知し、又は同意を得た上で収集すべきであることを意味します。

該当なし

(b) データ内容の原則

この原則は、個人データは、利用目的の範囲内において利用し、かつ利用目的の達成に必要な範囲内で正確、完全及び最新の内容に保つべきであることを意味します。

該当なし

(c) 目的明確化の原則

この原則は、個人データの収集目的は、データが収集された時点よりも前に特定し、当該利用目的の達成に必要な範囲内における事後的な利用又はその他の目的での利用は、その利用目的に矛盾しない方法で行い、利用目的を変更するにあたっては毎回その利用目的を特定すべきであることを意味します。

該当なし

(d) 利用制限の原則

この原則は、個人データは、以下の場合を除き、(c)目的明確化の原則により特定された目的以外の目的のために開示すること、利用可能な状態に置くこと又はその他の方法で利用すべきではないことを意味します。

- i) データ主体の同意がある場合
- ii) 法令に基づく場合

該当なし

(e) 安全保護の原則

この原則は、個人データは、その滅失若しくは不正アクセス、毀損、不正利用、改ざん又は漏えい等のリスクに対し、合理的な安全保護措置を講ずるべきであることを意味します。

該当なし

(f) 公開の原則

この原則は、個人データの活用、取扱い、及びその方針については、公開された一般的な方針に基づくべきであり、その方法は、個人データの存在及び性質に応じて、

その主要な利用目的とともにデータ管理者の識別及び通常の所在地を認識できる方法によって示すべきであることを意味します。

該当なし

(g) 個人参加の原則

この原則は、個人が次の権利を有することを意味します。

- i) データ管理者が自己に関するデータを保有しているか否かについて、データ管理者又はその他の者から確認を得ること。
- ii) 自己に関するデータを保有している者に対し、当該データを、合理的な期間内に、必要がある場合は、過度にならない費用で、合理的な方法で、かつ、本人が認識しやすい方法で自己に知らしめられること。
- iii) 上記 i) 及び ii) の要求が拒否された場合には、その理由が説明されること及びそのような拒否に対して異議を申し立てることができること。
- iv) 自己に関するデータに対して異議を申し立てること及びその異議が認められた場合には、そのデータを消去、訂正、完全化、改めさせること。

該当なし

(h) 責任の原則

この原則は、データ管理者が、上記の諸原則を実施するための措置を遵守する責任を有することを意味します。

該当なし

- ii. OECD プライバシーガイドラインの各原則が適用されない分野があればその概要をご教示下さい。

(a) 収集制限の原則

(b) データ内容の原則

(c) 目的明確化の原則

- (d) 利用制限の原則
- (e) 安全保護措置の原則
- (f) 公開の原則
- (g) 個人参加の原則
- (h) 責任の原則

該当なし

IV. ガバメントアクセスとデータローカライゼーション

あなたの国において、包括的ガバメントアクセス(例: 捜査目的で当局が個人データにアクセスする際の制限)やデータローカライゼーション(例: サーバやデータの国内設置及び保管を義務付ける規制)のような、個人データの主体の権利に影響を及ぼすような仕組みはございますか。ある場合は、その内容をご教示下さい。

これらの概念に適用されるようなイラクの特定の法律はありません。イラクは社会主義国であるため、プライバシーや消費者保護の概念がありません。逆に言えば、国は関連すると思われるあらゆるデータを収集、調査、保存する権限を有しています。イラクは、通信メディア委員会(CMC)を置いています。CMCは、インターネット、電話、衛星、携帯電話の通信をすべて規制しているため、イラク国内のインターネットと通信に関する唯一の規制機関となっています。

V. データ保護機関

データ保護機関がある場合は、名称と住所をご教示下さい。

該当なし